

平成17年10月6日

県境再生対策室

平成17年度県境不法投棄事案に係る周辺環境等
モニタリング調査の結果について(第5回目)

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 水質モニタリング調査の結果について

平成17年8月3日に水質モニタリングを実施したところ、現場内から「排水基準値」又は「環境基準値」を超える値が検出されましたが、周辺からは「環境基準値」を超える値は検出されませんでした。

(1) 周辺環境水(河川・湧水等)

熊原川(飯豊橋)(ア-22)ほか11地点について調査を実施しましたが、測定した全ての項目で「環境基準値」を下回りました(別表1及び別図1のとおり)。

(2) 周辺地下水

南側県境(ア-23)ほか2地点について調査を実施しましたが、測定した全ての項目で「環境基準値」を下回りました(別表2及び別図1のとおり)。

(3) 排水・浸出水

水質E堰堤ヒューム管(ア-3)からジクロロメタン、ベンゼン及びほう素が「排水基準値」を超える値で検出されました(別表3及び別図2のとおり)。

- ・ジクロロメタン 0.36 mg/l (排水基準値: 0.2 mg/l 以下)
- ・ベンゼン 0.28 mg/l (排水基準値: 0.1 mg/l 以下)
- ・ほう素 21 mg/l (排水基準値: 10 mg/l 以下)

(4) 場内地下水

No.11井戸堰堤下流北側(ア-7)からベンゼン及びほう素が、No.12井戸堰堤下流南側(ア-8)からは鉛、砒素及びベンゼンが「環境基準値」を超える値で検出されました。

また、県境-1(ア-25)から1,1-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが、県境-5(ア-29)からはベンゼンが「環境基準値」を超える値で検出されました(別表4及び別図2のとおり)。

・No.11井戸堰堤下流北側(ア-7)

- ベンゼン 0.042 mg/l (環境基準値: 0.01 mg/l 以下)
- ほう素 5.2 mg/l (環境基準値: 1 mg/l 以下)

・No.12井戸堰堤下流南側(ア-8)

鉛	0.011 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)
ひ素	0.014 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)
ベンゼン	0.013 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)
・ 県境 - 1 (ア - 25)	
1,1-ジクロロエチレン	0.032 mg/ℓ (環境基準値 : 0.02 mg/ℓ 以下)
テトラクロロエチレン	0.011 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)
・ 県境 - 5 (ア - 29)	
ベンゼン	0.017 mg/ℓ (環境基準値 : 0.01 mg/ℓ 以下)

2 大気質モニタリング調査の結果について

(1) 有害大気汚染物質

現場敷地境界の3地点について、平成17年8月24日から24時間連続の有害大気汚染物質モニタリングを実施したところ、ベンゼン、トリクリロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、全ての地点で「環境基準値」を下回りました(別表5及び別図3のとおり)。

(2) 大気汚染物質

上郷地区(A-2)について、平成17年8月24日から1週間連続の大気汚染物質モニタリングを実施したところ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について「環境基準値」を下回りました(別表5及び別図3のとおり)。

3 騒音振動モニタリング調査の結果について

(1) 騒音

上郷地区(A-2)ほか2地点について、平成17年8月24日に騒音モニタリングを実施したところ、全ての地点で「道路に面する地域における環境基準値(幹線交通を担う道路に近接する空間)」を下回りました(別表6及び別図4のとおり)。

(2) 振動

騒音モニタリングと同日、同地点で振動モニタリングを実施したところ、全ての地点で「道路交通振動の要請限度値(第1種区域)」を下回りました(別表6及び別図4のとおり)。